「市報くまがや」掲載広告基準

熊谷市が発行する「市報くまがや」（以下「市報」という。）に掲載する広告は、次の基準に基づき掲載する。

１　掲載できる広告は、市民生活に密着した公共性を有し、または市内の産業の発展に資するものであって、次に掲げる要件に該当するものを除くものとする。

（１）　市の広報紙としての公共性及び品位を損なうおそれのあるもの。

（２）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年・法律１２２号）第２条に掲げる営業に該当するもの。

（３）　政治活動、宗教活動、意見広告に係るもの。

（４）　公の秩序及び善良な風俗に反するもの。

（５）　その他市報に掲載する広告として不適当と認められるもの。